# 第811回: 「3中総会決定文」で明らかに

中国共産党の最重要会議・第20期中央委員会第3回総会(3中総会)が7月18日に閉幕し、会議では、 米欧とは異なる独自の発展モデル「中国式現代化」の推進に向けて、改革を深化させる決定が採択され、 21日には関連資料も公表された。

公表された第1の文書は「関于《中共中央関于進一歩全面深化改革、推進中国式現代化的決定》的説明」、 つまり習近平党総書記(兼国家主席)が3中総会でぶったスピーチ原稿。約5,200の漢字で構成されており、 長文ではあるが、後述する「3中総会決定文」を4割程度に短縮したコンパクト版だ。

中身はとりたてて云うほどのことでもない決定文だが、この文書が起草された背景には吃驚した。習主席のスピーチによると、2023 年 11 月に開催された党中央政治局会議で、「二十届三中全会文件起草組(起草チーム)」が発足し、最高指導部(政治局常務委員=チャイナ7)の中から習近平主席が組長、そして副組長に、王滬寧(序列4位・全国政協主席)、蔡奇(序列5位・中央書記処書記)、丁薛祥(序列6位・筆頭副首相)が就任した。そして本年 5 月に最終草稿ができあがり、党内の一定範囲内で回覧に付され、さらに広く意見を求めるため、引退した党長老や民主党派、工商連などの意見も聴取した上で最終案としたようだ。興味津々なのは、起草委員会に選ばれた人々と、選ばれなかった人のこと。選ばれたのは以下3名だ。

- ◆ 筆頭は王滬寧。彼は「習側近」ではないが、党の「三代帝師」(3 代にわたる皇帝の知恵袋)と称されるように、江沢民⇒胡錦濤⇒習近平と三代にわたり中国最高指導者を補佐してきた人物だ。三国志でいえば魏の荀彧、蜀の諸葛亮、呉の張昭に相当するような軍師かな。
- ◆ 次の蔡奇は習主席の腹心中の腹心。党の日常業務を主宰する書記処書記に加えて、「警護室長」に相当する党中央弁公庁主任まで兼務している要人だ。彼は第 2 次習政権で、北京市の党委書記 (トップ)をつとめていたとき、とある席で習主席が「北京の景色は、けばけばしくて、どうもいけない」と愚痴をこぼしたのを聞くや、即座に市内の目立つ広告看板を撤去するよう命じた。結果、3 万枚の広告看板が消え、北京の景観が薄暗い色彩に変わったものだから、当時スキンヘッドだった蔡奇は「北京をハゲにしたハゲ」と庶民から揶揄され、(姓が蔡だから)水滸伝の奸臣蔡京(北宋の宰相)にひっかけ、「現代の蔡京」などとネット上で批判されたこともあった。それだけ習一筋の忠臣だ。
- ◆ そして、起草工作に関与した第3の人物が丁薛祥。彼はチャイナ7の中で最年少の61歳。副首相に 就任する直前まで党中央弁公庁主任をつとめ、習主席の腹心として知られている。27年の党大会で (68歳になる李強の後任として)首相となる可能性は高そうだ。

問題はその李強首相。経済政策を主管する李強(習主席に次ぐ党序列第2位)が第3次習政権の最重要政策に絡んでいないということが判明した。振り返ると、この一年李強首相の存在の軽さは特筆ものだった。今年3月に開かれた全国人民代表大会(=国会)で李強首相は会議の主役として政府活動報告を行ったが、内容には新鮮味がみられず、おまけにこれまで全人代閉幕日の恒例行事だった「首相の国内外記者会見」を、今年から中止することが直前に公表され、世界中がアッと驚いた。

これは事件だ。だが、中南海に波風は立っておらず、李強首相が政変に巻き込まれたわけでもなさそうだ。 李強、蔡奇、丁薛祥の3氏は習側近だからこそチャイナ7に登り詰めた人物であり、戦前の本邦の西園寺、 木戸、近衛などの「宮中グループ」に近い存在で、習指導部に亀裂が生じたわけではなさそうだ。

米中対立やデカップリングや経済不況など、内外に難問が山積する中、書記であれ副首相であれ、立案

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。



能力や業務遂行能力の高い人物に権限が集中しているようだ。最近の李首相はまるで経済閣僚の一人に過ぎないような印象だったが、「3 中総会決定文」作成の経緯から、それが証明されてしまったようだ。

さて、スピーチ原稿と同時に 3 中総会決定文=「中共中央関于進一歩全面深化改革推進中国式現代化的決定」が発表された。ゲッ! 漢字数で約 22,000 字に垂んとする浩瀚な長文だ。これを、必死になって読む日本人(ボク)にも配慮してほしいものだ。ブルームバーグだったかロイターだったか、3 中総会前の記事が「どうせ不可解で大げさな言葉で書かれ、読みづらい内容に満ちているに間違いない。でも、党の最高幹部約 400 人が、非公開で議論した内容を垣間見ることができる」と表現していたのを思い出した。その決定文だが、22,000 字の中に「改革」が 145 回も連呼されていたにもかかわらず、社会保障制度や、金融リスクなどに対しどのように改革するのか、具体性に欠ける公表文である。総会声明の骨子は概ね以下のとおり。

- ◆ 2029 年(建国 80 周年)までに「中国式現代化」に向けた改革を完了させる
- ◆ 低迷する不動産市場対策:住宅の事前販売対策を改革
- ◆ 地方政府の財政悪化対策:中央・地方政府間の財政関係の調整と、地方自主財源の拡充
- ◆ 農民工対策:戸籍改革に踏み込み、社会保険に加入できない状況を解決
- ◆ 自立できるサプライチェーンの構築
- ◆ 国家安全保障を中国式現代化の基礎とする

総じて云えば、3 中総会が経済改革よりも、政治体制の確立に軸足が置かれたことは、「国家安全保障を中国式現代化の基礎とする」ことからも明らかである。

経済問題の注目点は長引く不動産不況対策。不動産不況は土地の使用権売却収入を主たる財源としてきた地方政府の財政悪化に直結することから、中央政府は地方政府に権限や財源を与えるなどして不動産制度の改革を進める方針を固めたようだ。今後は低所得者向けの住宅を「発展の新モデル」として拡充するほか、これまで中国で常態化していた「不動産の前払い制度」を廃止、ないしは前払い金が保全されるような預託口座制度などの改革を進める方針が確認された。

地方政府の債務問題解決に関しては、地方の税源を拡充する方針が打ち出され、中央から地方政府に 配分する税収として、奢侈品などを対象とする消費税が追加されると共に、市況に応じて柔軟に政策調整で きるよう各地方政府の自主権を認めるようだ。

だが、この声明では、不動産問題を「重点分野」としつつも、「リスクを防止・解消する政策を実施する」と 簡単に述べるにとどまっており、国内外から寄せられている数多くの懸念を払拭するにはほど遠い内容で あり、市場から失望の声が出るのは避けられないだろう。(了)

> 文中の見解は全て筆者の個人的意見である。 2024 年(令和6年)7月23日

### 筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、 三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学 同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。



## ご投資にあたっての注意事項

## 外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

## 手数料等およびリスクについて

- ①国内株式等の手数料等およびリスクについて
- ・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%(税込み)の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%(税込み)に相当する額が 3,300 円(税込み)に満たない場合は 3,300 円(税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ②外国株式等の手数料等およびリスクについて
- ・委託取引については、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 1.1000%(税込み)の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。
- ・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ③債券の手数料等およびリスクについて
- ・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。
- ④投資信託の手数料等およびリスクについて
- ・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて
- ・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880%(税込み)の手数料をいただきます。また、所定の委託 証拠金が必要となります。
- ・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400%(税込み)の手数料をいただきます。約定代金の 4.400%(税込み)に相当する額が 2,750 円(税込み)に満たない場合は 2,750円(税込み)の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

#### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。



, , , , , , ,